

2022(令和4年度)

生活マニュアル2022

「自分を大切にする心、他人を思いやる心」  
を育むために



東京都立葛西南高等学校

# 1、頭髪について

髪の手はいじらない！ やってしまったら全力で直す！

## ① 染色



茶髪・金髪・メッシュなどに染めないこと

## ② 脱色



ブリーチ等で色を抜かないこと

## ③ エクステンション



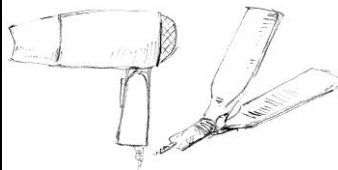
エクステンションは付けないこと

## ④ 剃り込み



剃り込み等を入れないこと

## ⑤ 髪の傷む行為・変色



パーマ、縮毛矯正等は禁止  
ドライヤー、ヘアアイロン等を使いすぎないこと

## ⑥ その他

学校がふさわしくないと判断した頭髪はNGとする

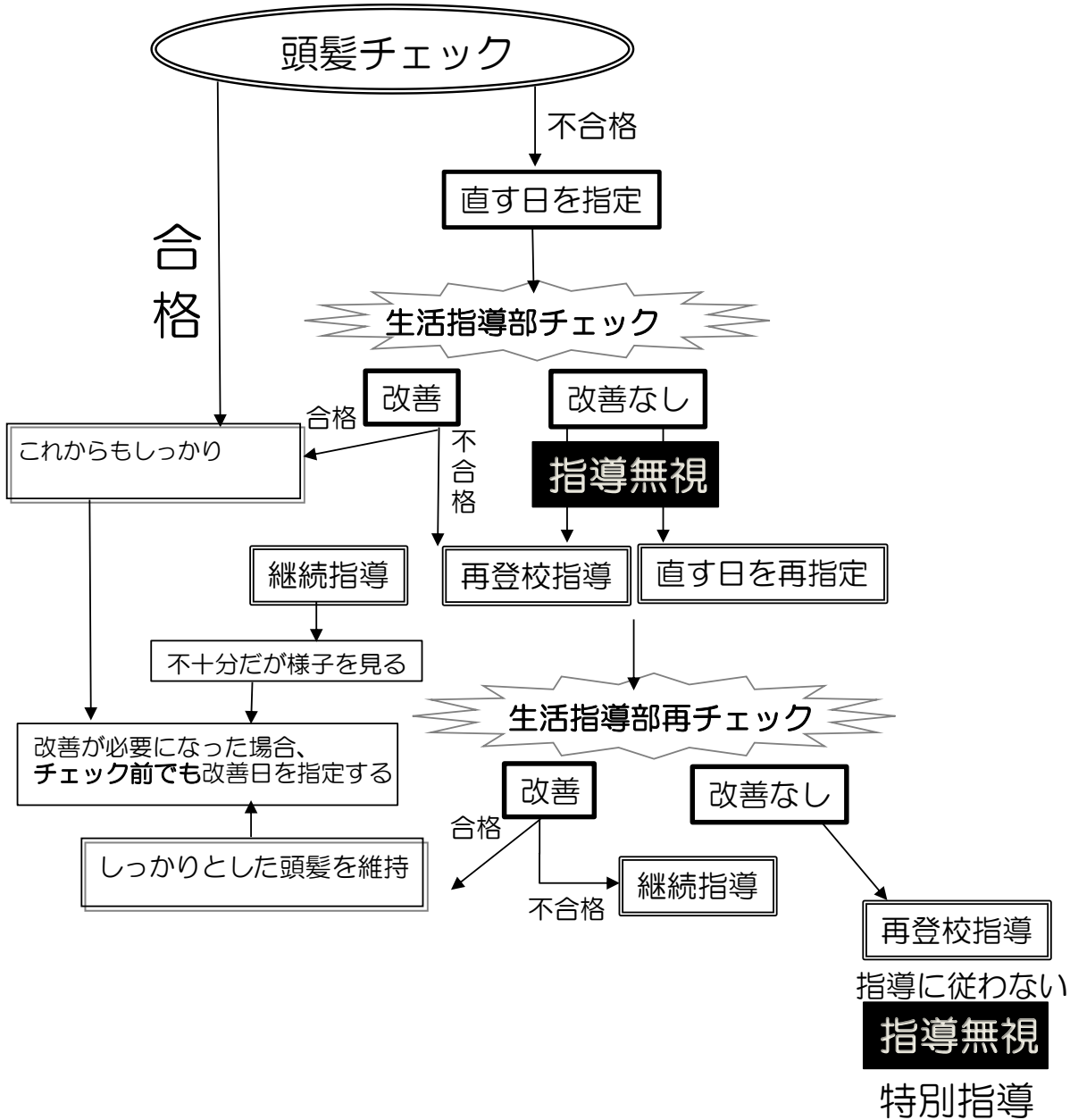
進路活動に不向きな髪型

例：奇抜な髪形(過度な刈上げ・モヒカン刈り等)

## どうして守らなければならないの？

- 1 進路活動時や社会に出てから正しい身だしなみを身に付けるため。
- 2 外見(頭髪)が原因で事件や事故の被害に遭うケースが報告されている。こうした被害から皆さんを守るため。
- 3 外見にこだわるより、内面を重視する事で、**落ち着いた雰囲気**で学習や部活動に**集中**できるようにするため。
- 4 **金銭面での負担**を必要以上に増やさないため。
- 5 髪が傷み、皮膚や身体に影響を与えることを**防ぐ**ため。

## ■頭髪チェックの流れについて



- ①頭髪チェック(学期始業式+月1回)
  - ②再指定日に直してこない場合は**再登校指導**となる。(家庭へ連絡)
  - ③指導に従わない場合は**指導無視の特別指導**となる。(保護者同伴)
  - ④再登校時、再登校指導の記録を授業担当教員に提出することで欠席扱いとはならない。
- ※ひどい茶金髪・過度な刈り上げ・学校にふさわしくない髪形で登校してきた場合は、**再登校指導**となる。

## 2、服装について

制服は学校の「顔」、心の「鏡」シャキッと着よう！

### ■冬服

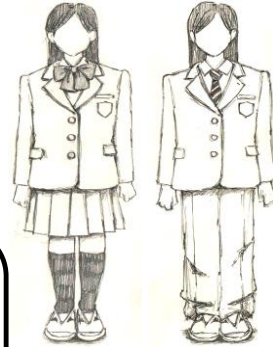


#### 【男子】

- ・ブレザー
- ・ズボン
- ・Yシャツ
- ・ネクタイ(必ず着用)
- ・(セーター・カーディガン)

#### 【女子】

- ・ブレザー
- ・スカート(ズボン)
- ・ブラウス
- ・ネクタイ・リボン(必ず着用)
- ・(セーター・カーディガン)



- ★正装が必要な場面は以下の服装が望ましい  
女子 靴下は黒、紺のハイソックス、または黒タイツ  
スカート丈はひざ頭にかかる  
男子 靴下は黒、紺、グレー、白のレギュラーソックス
- ★始業・終業のあいさつの時はブレザーを着用する

### ■夏服

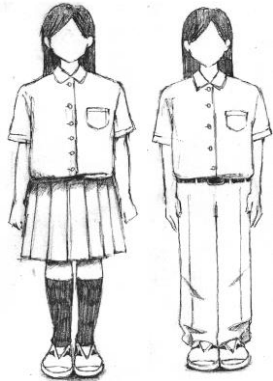


#### 【男子】

- ・ズボン
- ・Yシャツ
- ・ポロシャツ(白の無地)

#### 【女子】

- ・スカート(ズボン)
- ・ブラウス
- ・ポロシャツ(白の無地)



## どうして守らなければならないの??

- 1 本校が指定している制服であるため。
- 2 常識的な制服の着こなしを身につけるため。
- 3 外見(服装)が原因で事件や事故の被害に遭うケースが報告されている。こうした被害から皆さんを守るため。
- 4 外見にこだわるより、内面を重視する事で、**落ち着いた雰囲気**で学習や部活動に**集中**できるようにするため。
- 5 葛西南高校全体の**進路を実現**させるため。
- 6 葛西南高校の生徒としての**自覚**を持つため。

■違反の服装について

このような服は**違反**です。

パーカー ジャージ スウェット 指定以外のリボン 帽子 (授業中)



※繰り返し指導を受ける者については預かる等の措置をとります。

禁  
止  
事  
項

①スカート丈の加工。例)切る、折るなど

※スカート丈を加工した場合は、原則再購入となる。

②スカート下のスウェットやジャージの着用。\*スカート丈は正装時は膝頭にかかる長さとする

③授業中のマフラー、コート の着用

このような着こなしは指導します

装飾品 サンダル登校 色つきYシャツやYシャツなしの姿 指定以外の色のカーディガン



マフラー・コート (授業中) ハイネックのインナー ネクタイ・リボンなし プレザーなし (冬の登校時)



※これらは一例です

購  
入  
上  
の  
注  
意

① セーター、カーディガンは無地で、色は  
**紺・黒・ベージュ・グレー・茶・白。**

例)紫や緑など**不可**

② コートは**華美でない色・デザイン**を選ぶこと。  
(ブレザーの上から着用すること)

③ パーカーやスウェット(トレーナー)は指導対象です。

## ■身だしなみに関して

- ①冬服・夏服・移行期間における制服については、以下の点に注意して、必ず本校指定のものを着用すること。  
 ②移行期間については、気候等を鑑みて生活指導部より指示をする。

### ア、冬服

	ブレザー	ネクタイ・リボン	シャツのボタン (留める位置)	カーディガン セーター ベスト	その他
通学时	必ず着用	必ず着用	第2ボタンまで	任意	防寒着を着用する際にはブレザーの上
授業時	任意	必ず着用	第2ボタンまで	任意	防寒着を着て授業を受けることは不可
正装時	必ず着用	必ず着用	第1ボタンまで	着用不可	

### イ、夏服

	ブレザー	ネクタイ・リボン	シャツのボタン (留める位置)	カーディガン セーター ベスト	その他
通学时	任意	任意	第2ボタンまで	ベストのみ可 任意	ポロシャツ可
授業時	任意	任意	第2ボタンまで	ベストのみ可 任意	ポロシャツ可
正装時	任意	任意	第2ボタンまで	着用不可	ポロシャツ可

### ウ、移行期間

上記の冬服または夏服のどちらかに準ずる。

- ◎「正装時」には、儀式行事・校外学習・集会等が該当する。  
 場合によっては、ベスト等の着用を許可する。

- シャツ … 襟付きの無地の白シャツとする。  
 夏季は、白の無地のポロシャツも着用可。  
 白シャツの下に着るTシャツ等については、  
 白の無地とし、カラーシャツは禁止とする。
- ネクタイ … 男子はネクタイ、女子はネクタイまたはリボンを着用し、ネクタイはきちんと上まで締めること。
- カーディガン・セーター・ベストについて  
 … 色は、紺・白・グレー・黒・ベージュ・茶の6色とし、無地であること。
- 靴 … 通学时は、革靴または運動靴とする。  
 サンドル・クロックス等は不可。  
 体育館では体育館履き、  
 それ以外の校内では上履きを使用すること。
- 防寒着 … コート類は、無地で制服にふさわしいものとする。
- その他 … パーカー・スウェット・トレーナーは禁止とする。  
 スカート丈は、膝頭とする。  
 ズボン裾は、折らずに伸ばすこと。

# 3. 遅刻について

## 「遅刻」は社会人として×

### ■遅刻指導について

#### 遅刻数で段階的に指導強化

遅刻0～19回 → **担任・学年の指導**

遅刻20回 → **学年指導**

遅刻30回 → **生活指導部指導**

遅刻40回 → **保護者同伴の生活指導部指導**

～早朝登校・奉仕活動～

遅刻50回 → **保護者同伴の校長指導**

～特別指導対象～ となる

※遅刻の状況については学級の**出席簿で確認**する。

出席の確認は、午前**8時30分**に行う

※通年の指導とする。(学期毎にリセットしない)

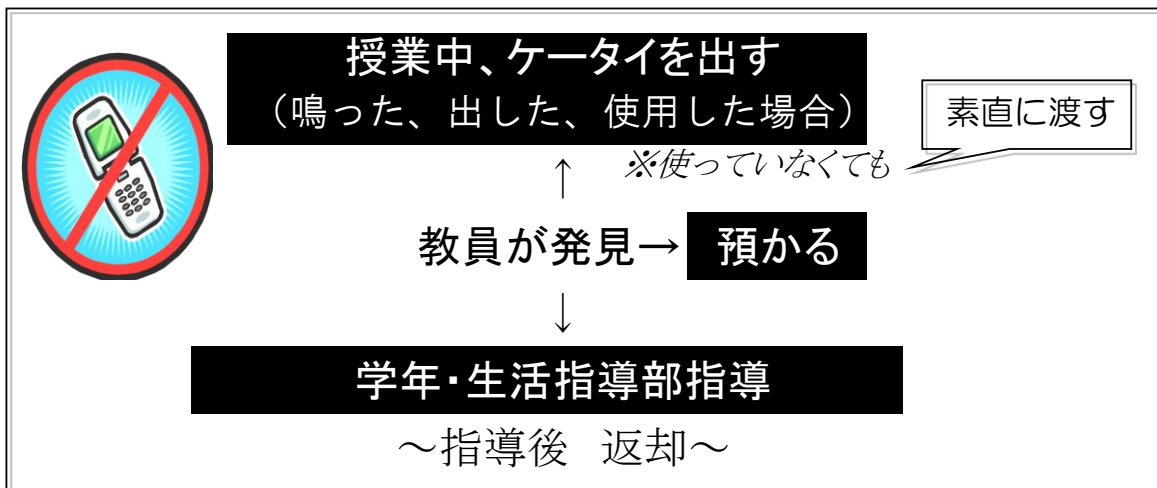
## どうして守らなければならないの??

- 1 **社会生活**に対応できる**常識的な感覚**を持った人間になるため。
- 2 葛西南高校全体の**進路を実現**させるため。
- 3 遅刻により欠時が増え、**進級出来なくなる**生徒を減らすため。
- 4 遅刻することで授業について行けず、**学力低下**や**学習意欲の低下**につながるケースが多いため。
- 5 数人の遅刻のために**全体が迷惑する**ケースが少なくない。  
常に**全体**や**人**のことを考えて行動できる人間になるため。

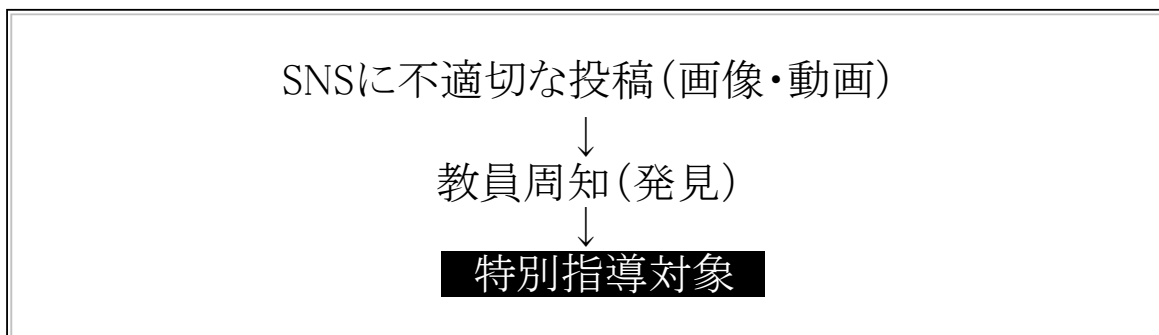
## 4、携帯電話(スマホ)について

携帯電話(スマートフォン)は授業およびHRでの使用を禁止する。  
SNS上のトラブル(不適切な投稿)については指導対象となる。

■ 授業中、ケータイを使用(鳴った、出した、操作した)



■ SNS等での問題に関して



## どうして守らなければならないの??

- 1 授業中に携帯を使用する事により、意識が携帯電話に奪われ、学習に対しての集中力がうすれ、学力、学習意欲が低下することを防ぐため。
- 2 携帯電話、ネット等のIT社会の中で生きていくために、使って良い場合と悪い場合との使い分けが出来る人間になるため。
- 3 使い方を間違えると大きな問題(事件)に巻き込まれてしまうため



## 5、特別指導となる事項

- 1 暴 いかなる場合も暴力行為は許されない。暴言も指導対象となる。
  - 2 窃 万引き行為 又は、万引き幫助(手伝い・同行)。その他、他人の財物を盗む行為。
  - 3 誹 本人が嫌がる行為。直接・間接的に関わらず本人が身体的・精神的に傷つく行為。携帯電話のブログ等での誹謗(ひぼう)中傷(悪口を言う)。
  - 4 喫 喫煙は認めない。  
又、喫煙具(ライター等含む)所持、\*喫煙同席も指導対象となる。  
※喫煙同席とは、喫煙者の友人であるないに関わらず、喫煙の事実を知りながら、喫煙現場に居る行為をさす。
  - 5 飲 飲酒をした者。飲酒同席も指導対象となる。
  - 6 不 考査中のカンニング行為(カンニングペーパー、携帯電話、電子機器等の使用)。カンニングと疑われる行為も指導対象となる。
  - 7 器 器物破損・汚損をした場合は、弁償の上、指導の対象とする。落書き等の汚損も同様とする。
  - 8 バ 本人の運転 又は、同乗者も指導対象となる。  
登 (事情のある生徒は、事前に保護者より学校に連絡をすること)登下校に関わらず制服でバイク・自動車を運転する場合も指導対象となる。
  - 9 推 教員に対する威嚇行為、暴言、授業妨害等。その他指導に著しく従わない行為。(遅刻・頭髪指導無視も含む)
- # 迷 校内での火気使用、騒音、悪質な落書き等、および教職員や他の生徒、近隣に著しい迷惑や危害を加える行為
- # 賭 薬物使用、ギャンブル行為(競馬、パチンコ等)、トラップ・カード等による賭け事、カード類の偽造及び不正使用、カンパと称する悪質な集金行為、無銭飲食、学校の名誉失墜行為等。

# 6、生徒心得

## 1. 学校生活に関する心得

☆生徒は原則として、8時25分までに登校し、16時55分までに下校すること。

☆言葉遣いや態度に気をつけること。暴言・暴力は厳しく指導する。

☆学校を訪問される人に対しても、挨拶を忘れず、失礼のない対応をすること。

### 1) 授業について

①授業開始のチャイムと同時に、授業を開始します。休み時間中にトイレや授業の準備を済ませておくこと。（トイレは原則として授業中に行くことは認めない。）

②授業中の私語は禁止。授業内容に集中して取り組むこと。

③授業中の飲食（アメ・ガム等を含む）は禁止。また、授業中に飲食物を机の上に置いたままにしないこと。

④授業中に教室外に出る場合は、担当教科の先生にきちんと理由を説明し許可をもらうこと。（早退・保健室等）

⑤始業・終業時のあいさつの時はブレザーを着用する。（冬服時）

\*授業遅刻について

①授業開始から15分以内ならば遅刻扱いとする。

②遅刻3回で1回の授業欠時とする。

### 2) 欠席・遅刻・早退について

欠席 ・午前8:10～8:30までに保護者による電話連絡をする

遅刻 ・学年・生活指導部・校長先生より、段階的に遅刻指導

早退 ・担任（学年団）の許可を得て帰宅し、帰宅時に学校へ電話

連絡先番号  
電話番号：03-3687-4491

### 3) 盗難防止について

○盗難防止のため、貴重品（高額なお金・ブランド品・保険証・カード類・ゲーム機器・音楽プレーヤー等）は極力学校に持って

○やむを得ず持ってきた場合は、教室に放置せず自己管理を徹底すること。

○自分のロッカー・下駄箱には必ず鍵をつけること。

\*他学年のフロアーには立ち入らないこと。

\*盗難未然防止のため、巡回を行い、授業遅刻者・トイレ等での中抜け者をチェックし、指導します。

### 4) 器物破損・汚損について

○全校生徒が学校備品を大切に扱うよう心がけること。特に3階フロアーは定時制との共用教室なので、気をつけること。

## 5) 中抜け等の禁止について

- 事故防止のため、登校したら許可無く校外に出ない。
- 外部からの呼び出しは、緊急の必要性がない限り応じない。  
(校内への部外者侵入を防ぐ観点から、学校外の者を校舎内に入れな

## 6) エレベーターの使用について

- 生徒のエレベーターの使用は禁止。(必要な場合は、許可を取ること。)

## 7) バイク・自動車について

- バイク・自動車等の通学(同乗を含む)は禁止。下校後や休日でも制服を着ての乗車は禁止。上記の違反は、特別指導

## 8) 自転車通学について

- 自転車通学は許可書を提出し、登録シールをサドルの下に貼ること
- 自転車による事故も多い為、自転車賠償保険に加入すること。
- 自転車は指定された駐輪場に置くこと。
- 違反駐輪に関しては、生活指導部がチェーンをかけて対応す
- 交通法規を遵守すること。

傘差し運転・ながら運転・一時停止無視・夜間の無灯火運転・イヤフォンを使用しての運転・二人乗り運転・斜め横

※近年、自転車による事故が増えています。交通ルールを守り安全に留意して下さい。

## 2. 服装・態度に関する心得

校内及び登下校時は本校指定の制服を着用すること。

- ① シャツ：襟付きのシャツ(夏季は白のポロシャツも可)
- ② ネクタイ：本校指定のものとする。(女子は本校指定リボンも可)

<注>ブレザー着用時は、白ワイシャツにネクタイ  
(女子は本校指定リボンも可)を着用する。

\* 着用する場合は、ネクタイをきちんと上まで締めること

- ③ 冬服から夏服・夏服から冬服への移行期間は、生活指導部より指示を  
○カーディガン、セーター・ベストは無地のものとする。  
色は、紺・黒・ベージュ・グレー・茶・白とする。

○カーディガン・セーター・ベスト以外は禁止。

- ④ 靴下：ソックス・ストッキングは華美にならないものとする  
ルーズソックスは禁止とする。

- ⑤ 靴：登下校は、革靴または運動靴とする。(サンダル・クロックス

は不可)  
○来賓用スリッパは使用しないこと。

○体育館では体育館履きを使用すること。

- ⑥ 帽子：帽子類は華美ではなく、衣服にかさねないものとする

- ⑦ アクセサリー(ピアス(透明も含む)・ネックレス・指輪等)：身につけ  
違反者には預かる等の指導をします。

- ⑧ 頭髪：染色等や奇抜な髪型をせず、自然な状態に保つこと。

- ⑨ 眉毛：全剃り・剃り込みは禁止とする。

- ⑩ 化粧・マニキュア：禁止とする。

- ⑪ カラーコンタクト(度入りも含む)・つけまつ毛：眼病予防の為、禁止とする。